

令和 7 年 11 月 28 日

会員・ST マーク使用契約企業 各位

一般社団法人日本玩具協会

1. 「容器包装『識別表示』ガイドライン」の一部を、下記のとおり改定します。

(太字は追加箇所、二重取消線は削除箇所)

【材質表示に関して】

材質表示は消費者の商品選択に係る有力な情報提供であり、当協会としては平成 12 年 2 月に「合成樹脂等素材名の表示方法ガイドライン」を発行し、商品本体に使用する素材名の開示を推進してきました。

容器包装に係る材質表示に関しては、~~個別企業の判断に委ねることとしますが、~~消費者への情報開示という面、また資源として再利用されることを目的とした資源有効利用促進法の趣旨を鑑み、~~及び実施状況を踏まえつつ、表示する方向で個別企業の判断にて対応する。~~

2. 改定の施行日は、令和 7 年 11 月 26 日です。

【改定の理由】

1. 「資源有効利用促進法」(平成 12 年 5 月成立。平成 13 年 4 月施行)において、分別回収の促進のための表示を行う「指定表示製品」^(注 1)として「プラスチック製容器包装」「紙製容器包装」が新たに指定されました。

(注 1) 再生資源利用促進法の「第二種指定製品」から改称。

(注 2) そのほか、「スチール製缶」「アルミニウム製缶」「ペットボトル」等が「第二種指定製品」当時から指定されてきている。

2. なお、経産省から、「プラスチック製容器包装」について、「使用されているプラスチック等の種類を表示することは、法的義務はないが望ましい」、「業界団体は、識別表示の円滑な実施のために業界ごとのガイドラインを作成が望ましい」旨が公表されました。
3. これを受けて、当協会は、「容器包装『識別表示』ガイドライン」を作成(2000 年 2 月制定)し、プラスチック容器包装の「材質表示」に関し、「資源有効利用促進法の趣旨を鑑み、表示する方向で対応する。」こととしました。
4. その結果、「玩具」では、プラスチックの「識別表示」に関し、「識別マーク」(「プラ」リサイクルマーク)とともに、材質名(PP、PE、PET など)を併記することが通例となっています。

例：



5. なお、昨今、現場では、商品のアイテム数の増加に伴い、併記している材質名を誤るケース（商品企画段階とは異なる材質が使用されるケース）が増えています。
誤記の場合、商品パッケージを破棄・刷り直し、シール対応等を行うこととなり、企業によっては、このような事態が年間数件程度発生し資源ロスとなっています。
6. 一方で、「資源有効利用促進法」及び「容器包装リサイクル法」の施行実態（地方自治体の廃棄物回収やリサイクル事業の現場等の実態）は、包装の「プラスチック材質の表示」の活用はごく限られたものとなっています。
7. 上記の状況を踏まえ、「容器包装『識別表示』ガイドライン」の文言を、「資源有効利用促進法の趣旨及び実施状況を踏まえつつ、個別企業の判断にて対応する」に改定するものです。

「容器包装「識別表示」ガイドライン」新旧対照表（下線部は改定箇所）

改定前	改定後
【材質表示に関して】 材質表示は消費者の商品選択に係る有力な情報提供であり、当協会としては平成12年2月に「合成樹脂等素材名の表示方法ガイドライン」を発行し、商品本体に使用する素材名の開示を推進してきました。 容器包装に係る材質表示に関しては、<u>個別企業の判断に委ねることとしますが</u>、消費者への情報開示という面、また資源として再利用されることを目的とした資源有効利用促進法の趣旨<u>を鑑み、表示する方向で</u>対応する。	【材質表示に関して】 材質表示は消費者の商品選択に係る有力な情報提供であり、当協会としては平成12年2月に「合成樹脂等素材名の表示方法ガイドライン」を発行し、商品本体に使用する素材名の開示を推進してきました。 容器包装に係る材質表示に関しては、消費者への情報開示という面、また資源として再利用されることを目的とした資源有効利用促進法の趣旨<u>及び実施状況を踏まえつつ、個別企業の判断にて</u>対応する。

（具体例）

（受ける印象として、選択は下記の一択） 例：  袋：PP	（選択可能な例が明確化） 例：   袋 袋：PP
--	--